様式第７-２

　　　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業

助成金実績報告時の送付書類チェックリスト

一般旅客運送事業種別（「〇印」、交付決定の台数記入）

　 「一般乗合」、　「一般貸切」、　「一般乗用」、　「貸与する者」

|  |
| --- |
| 交付決定台数合計 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付決定台数合計 |  | 交付決定台数合計 |
|  |  |

**※下記「□欄」にチェックを入れ、封入時の書類不足がないか確認。**

**※書類の綴じ方について、以下の項目ごとに左上部をホチキス止めのこと。**

**※書類の重ね方について、実績報告（様式第７-１）を最上段に置き、下記の書類を順に下に重ねる。全ての書類をクリップ止めし、封入。**

記

　　□　　**交付決定のあった車両全てに係る実績報告書類一式（以下）を整えている**。※一部の車両のみの実績報告は受付を行いません。

　　□　 （様式第７-１）：実績報告書

□　（様式第７-２）：申請書類送付時のチェックリスト（同封のこと）

　　□ （様式第７-３）：実績助成対象事業内容及び申請値・実績値の経費内訳

　　　　　　　　　　　　　（車両ごとに作成）

□　（様式第７-４）：車両を貸与する者の提出様式（車両ごとに作成）

　　□　　納品請求書（写し）、（車両ごとに作成）

　　　　　　 ※発注先が発行する助成対象事業実施者に対する納品請求書（写し）、ただし、請求明細として各項目及び各金額の記載があるものに限る。

※車両ごとの納品請求書とすること。複数の車両の納品請求書の場合は、別紙として車両ごとの内訳（各項目及び各金額）の記載必要。

□　払込書（写し）：（注１）、（車両ごとに作成）

※助成対象事業実施者から発注先に対する払い込みを示す資料

□　領収書（写し）：（注２）、（車両ごとに作成）

　　□　自動車検査証（写し）、（車両ごとに作成）

自動車検査証の初度登録欄記載の年月は令和２年７月以前、かつ、登録年月日欄記載の年月日は令和２年７月２３日以前であること

　　□　移動円滑化適合であることの書類（車両ごとに作成）

**□**　(1) ノンステップバスに係る移動円滑化適合の確認について

「標準仕様ノンステップバス認定書(写し)」。ただし当該認定書記載の車名及び型式が、自動車検査証の車名及び型式名欄に記載されていること。

**□**(2) リフト付きバスに係る移動円滑化適合の確認について、以下

1. 、②、③の何れか）の書類。

**□**　①「『移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑　化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示』に規定する自動車であることの証明書」(写し)。なお、証明者の氏名または名称については、国産車については自動車製作者または自動車の改造を行った者とし、輸入車については自動車販売者又は自動車の改造を行った者の記名・押印・年月日の記載がある証明書

**□** ② 自動車検査証（写し）。ただし、当該検査証備考欄に「リフト付きバス」と記載があるものに限る。

**□**③イ：移動円滑化基準に適合している旨を記載した自認書（様式第７-５）

ロ：リフト付きバス車両のカラー（デジカメ）写真をＡ４サ

イズ用紙に貼付けプリントしたもの。ただし、車両（前・後・左・右）写真(ナンバープレートが確認できるもの）、リフトの全体、側面(左・右)、下降時(左・右)、上昇時(左・右)、格納時、車内からの写真、操作盤、などリフト装着が確認できる写真とすること。

**□** (3) ユニバーサルデザインタクシーに係る移動円滑化適合の確認につ いて

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書(写し)」。ただし　当該認定書記載の車名及び型式が、自動車検査証の車名及び型式名欄に記載されていること。

　　□　貸切バス事業者にあっては、①貸切バス事業者安全性評価認定制度の「安全性評価認定証（写し）」、かつ、②当該認定制度における取消基準に該当していない旨の自認書（（様式第７-６）

　 □　車両の写真：前方、右側面、左側面、後方からのカラー写真（車両ごとに作成）

※会社名部分も含めて撮影されていることが望ましい。

　　　　　 　※「車両全体」及び「ナンバープレート（全面と後面）」並びに「行燈（ユニバーサルデザインタクシーの場合）」が判別できるように撮影すること）

1. 助成対象事業実施者においてWebを利用した払い込み手続きを行っている場合の添付資料について、当該Web払込情報（年月日、支払先（契約先）名義人情報、払込金額、等の確認できる資料）のプリント。加えて、当該プリントの空き部分に助成対象事業実施者において、「原本と相違ない旨の署名・押印」を行った資料。
2. 領収書について、助成対象事業実施者自らが払込を行い、かつ、助成対象事業実施者をあて先とするものに限る。